

専 決 処 分 書

伊丹市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

伊丹市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により，議会の議決を要すべきところ，その処置に特に緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がなかったので，同法第179条第1項の規定により，下記のとおり専決処分する。

記

伊丹市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和2年3月31日

伊丹市長 藤原 保幸

伊丹市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第２０号）

伊丹市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成２５
年伊丹市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を削る。

付 則

この条例は，令和２年４月１日から施行する。